

精神障がい者割引制度の導入について

株式会社小田急箱根は、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのお客さまとその介護者の方が、箱根登山電車および箱根登山ケーブルカーをご利用する際に運賃を割引く制度を導入し、真の共生社会の実現に貢献してまいります。新たに導入する割引制度の概要は、下記のとおりです。

1. 導入日

2025年4月1日（予定）

2. 対象者・割引率

(1) 対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さま

※ 今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

(2) 割引率（現行の身体・知的障がい者割引度同様の内容です。）

	普通券	ICカード※1	回数券	定期券※2
第1種の精神障がい者の方と 介護者1名と一緒に乗車する場合	5割引	5割引	5割引	5割引
12才未満で第2種の精神障がい者の方と 介護者1名と一緒に乗車する場合	—	—	—	5割引
第1種・第2種ともに精神障がい者の方が 一人で、片道101km以上乗車する場合	5割引	—	—	—

※1 箱根登山ケーブルカーはご利用いただけません。

※2 小児定期乗車券を除きます。

3. その他

箱根ロープウェイおよび箱根海賊船では、すでに精神障がい者割引制度を導入しております。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

4. お問い合わせについて

株式会社小田急箱根 鉄道部 TEL 0465-32-6823

営業時間 9:00～17:00（土曜・休日・祝日を除く）

以 上